

令和3年度 臨時金沢市入札制度評価委員会の審議概要

開催日及び場所	令和3年8月20日(金) 金沢市第一本庁舎7階 第4委員会室
委員 (委員数5名) (出席数5名)	委員長 米田 満(公認会計士) 委員 深田 宰史(金沢大学教授) 委員 本間 学(金沢大学准教授) 委員 西村 督(金沢工業大学教授) 委員 栗田 真人(弁護士)
次第	1 開会 2 報告案件 (1) 本市発注工事における官製談合防止法違反と公契約関係競売入札妨害事件について 3 審議案件 (1) 入札制度の検証について ～官製談合防止法違反と公契約関係競売入札妨害事件を受けて～ ア 他都市の入札制度の状況について イ 現行制度の検証について 4 閉会
審議内容	別紙のとおり
委員会による報告 又は意見の具申	別紙のとおり

(お問合せ) 〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号  
金沢市総務局監理課 工事契約係  
電話:076-220-2101

委員からの意見は、概ね次のとおりであった。

- ・事件の全容を把握した上で、入札制度の見直しを行うべきである。
- ・事前に最低制限価格を知り得ない、変動型の最低制限価格制度を検討すべきである。
- ・品質確保の観点から見ても、最低制限価格の意義を再認識すべきである。
- ・工事成績など、価格以外の点を評価することも大切である。
- ・将来的には、予定価格の事後公表についても研究すべきである。

意見の詳細は、次のとおり。

## 意見

### 1 最低制限価格について

- 今回の事件の動機の一つとして、事業者がいくら正確に積算しても、千円単位の誤差の結果、失格になることが続いてしまうと、情報提供を働きかける強い動機づけになってくるのではないかと推測される。行政にとっても千円単位で品質に差があるとも思えないため、その部分を救済できれば、最低制限価格にそこまで強い権限というか制約を持たせることがよいのかという点が、論点ではないかと考える。

### 2 総合評価方式案件の拡大について

- 価格だけの評価には、やはり限界があるのではないかと。例えば工事成績など、価格以外の要素を加味することも大切ではないかと考える。

### 3 最低制限価格の決定方法について

- 最低制限価格の参考値は事前に決め、開札時に最低制限価格を何らかの方法で、例えばランダムに変動させるといった方法は、制度上考えられないか。
- ランダム型などの変動型最低制限価格について、開札の段階で最終的な最低制限価格が決まるということであれば、価格漏洩を働きかけるインセンティブも大分減るのではないかと。また、これまでも同額の場合は抽選を実施し、ある意味運に任せている部分もあるわけなので、最後の価格決定に偶然性があっても問題はないと考える。

### 4 入札制度の見直し時期について

- 今の状況では、変動型の最低制限価格制度の導入について検討していくことはあるべき姿であると感じる。一方で、現段階では事件に関する情報があまりにも少なすぎるため、本人の供述や事件の内容が正確に把握できてくる段階になって、さらに検証を進めていくというのがよいのではないかと考える。

### 5 予定価格の事前・事後公表について

- 予定価格を事前公表することで、今回のような事案が生じにくくなっており、一定の意義があることは十分理解しているが、同時に積算が容易になって、最低制限価格付近で同額抽選が多くなるというのも事実である。今回、事件を受けて情報漏洩の防止について重点的に議論しており、ランダム係数導入の検討などは当然のことと思うが、事業者による見積努力が減退してしまう可能性もあるため、長い目で見たときには、事業者が見積努力をして適正に入札制度が動いていくような仕組みを作ることも大切であり、予定価格の事後公表についても将来的には研究するべきと考える。